

# 改正政治資金規正法のポイント

～国会議員関係政治団体の収支報告の適正の確保、透明性の向上に向けて～

## 「国会議員関係政治団体」とは・・・

政党、政治資金団体及び政策研究団体以外の政治団体で、

- ①国会議員・候補者（候補者となろうとする者を含む。）が代表者である資金管理団体その他の政治団体（1号団体）
- ②租税特別措置法に規定する寄付金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（2号団体）

とされております。また、政党支部であっても、

- ③国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられる政党支部のうち、国会議員・候補者が代表者である支部（みなし1号団体）

については、①と同じ扱いになります。

### 収支報告の 適正の確保

#### 《登録政治資金監査人による政治資金監査》

～平成21年分の収支報告書から適用～

- ◆ 収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会の研修を修了した登録政治資金監査人による政治資金監査を受けることを義務づけ。
- ◆ 政治資金監査は、支出について、政治資金適正化委員会が定める具体的な指針に基づいて実施。
- ◆ 政治資金監査の結果作成される政治資金監査報告書を収支報告に添付して提出。

#### 《登録政治資金監査人制度の創設》

- ◆ 弁護士、公認会計士又は税理士は、政治資金適正化委員会に備える名簿への登録を受けて、登録政治資金監査人になることができる。  
(平成20年夏頃から登録できるように準備中)

#### 《政治資金適正化委員会の設置》

～平成20年4月1日から総務省に設置～

- ◆ 委員は5名（非常勤）で、国会の議決による指名に基づき総務大臣が任命。（事務局も設置）
- ◆ 委員会の主な事務は次のとおり。
  - ①収支報告書の記載方法に係る基本的な方針を定めること。
  - ②登録政治資金監査人の登録・研修に関すること。
  - ③政治資金監査の具体的な指針を定めること。
- ◆ 委員会は、必要があると認めるときは、政治資金の収支の報告・公開に関する重要事項について、総務大臣に建議することができる。

### 収支報告の 透明性の向上

#### 《収支報告書への明細の記載等》

～平成21年の支出、平成21年分収支報告書から適用～

- ◆ 全ての支出について領収書等を徴収、要旨公表日から3年間保存。
- ◆ 収支報告書への明細（支出を受けた者の氏名・住所、支出の目的・金額・年月日）の記載及び領収書等の写しの添付の基準を改正。対象を人件費以外の全ての経費・1件1万円超に拡大。
- ◆ 収支報告書等は原則として5月末までに提出（国会議員関係政治団体以外は3月末まで）。11月末までに要旨公表。

#### 《少額領収書等の写しの開示制度》

～平成21年の支出に係る少額領収書等から適用～

- ◆ 何人も、要旨公表日から3年間、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し（少額領収書等の写し）の開示を総務大臣等に請求することができる。
- ◆ 開示請求を受けた総務大臣等は、少額領収書等の写しを国会議員関係政治団体から提出してもらった上で、情報公開法に準じて開示。

#### 《収支報告書の写しの交付》

～全政治団体に関し平成21年1月1日から適用～

- ◆ 政治資金規正法に基づき、要旨公表日から3年間、従来の「閲覧」に加えて、収支報告書の写しの交付を請求することが可能に。

#### 《インターネット公表の収支報告書》

～平成21年4月から変更予定～

- ◆ 総務省でインターネット公表している収支報告書については、自宅などでプリントアウト（印刷）が可能に。

#### 《オンラインの活用》

- ◆ 収支報告書等について、オンラインによる提出の努力義務を規定。
- ◆ 総務省は、オンラインシステムを改修し、会計帳簿と連動した収支報告書作成ソフトを開発。